

盛土に関する専門委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく規制区域の指定及び関係条例の制定等に向けた検討を行うため、盛土に関する専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会)

第2条 委員会では、次の事項について、協議・検討を行う。

- (1) 規制区域の指定に関する事項
- (2) 条例又は規則の制定に関する事項
- (3) 大規模盛土造成地調査に関する事項
- (4) その他、盛土規制法に関する必要な事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局を、住宅都市局建築指導部盛土指導課に置く。

(会議)

第7条 委員会は事務局が招集し、委員長が会議の進行にあたる。

2 委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 委員会は原則としてこれを公開する。ただし、その内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、または、委員会を公開することにより、当該委員会の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りではない。

(専門部会)

第9条 委員長は、特定の事項について専門的かつ具体的に協議・検討する必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が委員の中から予め指名したもの（以下「部会員」）をもって組織する。

(守秘義務)

第 10 条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(経費の支弁)

第 11 条 市は、委員会の委員に対し、委員会の出席に対して報償費及び交通費を支弁するものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会の意見を聴いて別に定める。

附則

この要綱は、令和 5 年 5 月 2 6 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 2 月 8 日から施行する。

(別表)

所 属	氏 名
九州大学本部キャンパス計画室教授	坂井 猛
九州大学工学研究院防災地盤工学研究室教授	笠間 清伸
福岡大学工学部社会デザイン工学科教授	村上 哲
九州大学大学院農学研究院准教授	水野 秀明
弁護士	榮 京子